

中小企業信用保険法第2条第5項第5号（イ）認定書について

1. 認定要件

次のいずれにも該当する中小企業者が対象となります。

(1) 国が指定した業種であること。

(2) 売上高等が減少していることに関する要件を満たしていること。

[単一事業者の場合]（申請書：様式第5-イ-①）

- ・ 営んでいる事業が指定業種であること。
- ・ 最近3か月間の売上高等が、前年同期より5%以上減少していること。

[兼業者の場合]

①要件1（申請書：様式第5-イ-①）

営んでいる事業が属する細分類業種が全て指定業種であることが確認できる場合は、企業全体について、最近3か月間の売上高等が前年同期より5%以上減少していること。

②要件2（申請書：様式第5-イ-②）

上記要件1に該当しない場合であって、営んでいる複数の事業のうち、主たる事業が指定業種であることが確認でき、主たる業種及び企業全体の最近3か月間の売上高等が、前年同期より5%以上減少していること。

③要件3（申請書：様式第5-イ-③）

上記要件2に該当しない場合であって、以下のいずれをも満たす場合。

- ・ 指定業種の最近3か月間の売上高等が前年同期より減少していること
- ・ 企業全体の最近3か月間の前年同期の売上高等に対する、指定業種の最近3か月間の売上高等の前年同期からの減少額の割合が5%以上であること。
- ・ 企業全体の最近3か月間の売上高等が前年同期より5%以上減少していること。

※最近3か月間は、申請月を含めて過去5か月間以内の連続した3か月間

2. 対象中小企業者

- ・ 個人事業者の場合
事業実態のある事業所（店舗等）が伊丹市内にある事業者
- ・ 法人の場合
登記上の住所地又は事業実態のある事業所が伊丹市内にある事業者

3. 提出書類

- ①認定申請書（様式第5-（イ）） 1部
 - ②売上高申告書 1部
 - ③各月売上高等を確認できるもの（試算表、売上台帳等） 1部
 - ④直近分の確定申告書の写し【個人事業者の場合】 1部
 - ⑤直近分の決算書の写し【法人の場合】 1部
 - ⑥履歴事項全部証明書の写し【法人の場合】 1部
 - ⑦許認可証の写し【許認可を必要とする業種の場合】 1部
 - ⑧委任状【代理の方が来られる場合】 1部
- ※上記①②⑧は伊丹市ホームページよりダウンロードできます。

4. 認定書の発行

- ・認定書が複数枚必要な場合は、その枚数分をご提出ください。
- ・認定基準に合わない場合や書類不備等がある場合などは、認定できません。

5. 有効期間

認定書の有効期間は30日です。有効期間内にセーフティネット保証の申込みを行ってください。

6. 申込・問い合わせ先

伊丹市千僧1丁目1番地

伊丹市都市活力部産業振興室商工労働課（市庁舎6階）

TEL：072(784)8047 FAX：072(784)8048